

秋田県告示第130号

秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号）第4条第1項第16号及び19号に規定する漁業について、同規則第11条第1項及び第2項の規定に基づき、制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので公示する。

令和5年3月24日

秋田県知事 佐竹敬久

1 雑建網漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
雑建網漁業	こい、ふな	雑建網	八郎湖	1 1月1日から5月31日まで 2 9月1日午前5時から12月31日まで	50キロワット（平成14年4月1日以前に漁船登録されていた船舶においては18馬力）以下	2トンの以下	1（許可を受けている漁業者の数5）	1 秋田県に住所を有する者 2 秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者

2 八郎湖刺し網漁業

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
雑刺し網漁業	こい、ふな	雑刺し網	八郎湖 ただし、次に掲げる区域を除く。 1 馬場目川、馬踏川及び三種川については、東部承水路又は調整池との合流点の中央から半径200メートル以内の区域 2 その他の流入河川及び水路については、東部承水路、西部承水路又は調整池との合流点の中央から半径100メートル以内の区域	1 1月1日から5月20日まで 2 6月21日から12月31日まで	50キロワット（平成14年4月1日以前に漁船登録されていた船舶においては18馬力）以下	2トンの以下	1（許可を受けている漁業者の数4）	1 秋田県に住所を有する者 2 秋田県に漁船登録を有する船舶の所有者又は使用者

3 許可を申請すべき期間

令和5年3月24日（金）から同年4月24日（月）まで

4 その他

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年12月31日までとする。